

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣

豊洲新市場整備をめぐる重大な問題点について徹底調査を求めるとともに、都民の「食の安全」を最優先に、最善の解決方法をとることを求める意見書

小池都知事が9月10日、築地市場の移転先とされている豊洲新市場の水産棟や青果棟の建物下の盛り土が行われず、地下空間になっていることを発表しました。

豊洲新市場の予定地は、東京ガス工場が1988年まで操業をしており土壌からは環境基準を大きく超える猛毒のシアン化合物、ヒ素などで汚染されていることが明らかになっていました。そのため、東京都は市場予定地の土を入れ替え、その上に4.5mの盛り土をする「土壌汚染対策」を行うと説明していました。しかし、実際には盛り土が行われていなかったことは都民を欺くものです。

858億円も土壌汚染対策に投入しながら、ずさんな形で工事がやられていたことは極めて重大です。

よって、建物下の盛り土をやらなかった問題の徹底究明と豊洲新市場の土壌や建物内空気中の調査を行い、市場の移転については最善の解決方法をとることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

(提出先) 東京都知事

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

平成27年度千代田区決算は、千代田会館10階改修工事に伴う支出について、目的が不明確であり、工事価格の積算根拠の妥当性を欠き、予算の適正な執行という点において重大な疑義がある。また、「かがやきプラザ」所管の「和紙アート」については、財産に関する調書記載漏れのほか、取得にかかる金額の妥当性及び執行機関の意思決定過程が不明確であり、予算の適正な執行という点において重大な疑義がある。よって、千代田会館10階改修工事の目的及び経費並びに「和紙アート」の取得にかかる金額及び執行機関の意思決定過程について監査を求める。

以上、決議する。



かがやきプラザ 和紙アート

本会議における討論(要旨)

今定例区議会では、次の2件の議案を採決するにあたり、討論がありました。その要旨をご紹介します。

1. 千代田区立図書館の指定管理者の指定について【反対の意見】

5年間を管理期間とする本議案は、一貫した方針のもとで継続して、司書や職員の専門性や知識を蓄積し、蔵書を充実させていくべき図書館事業にはなじまない。また、営利企業を指定管理者とすることで、職員の労働条件や図書サービスにしわ寄せがいきかねない。区が図書館の管理や運営に直接関われない指定管理者制度が、図書館という教育機関にふさわしいか考え直すことを求め反対する。(牛尾)

【賛成の意見】

事業への応募業者が1団体のみで競争性、公正性確保という課題はあるものの、選定においては厳格な基準による評価によって区民の利益にかなった図書館サービスにふさわしい事業者が選ばれたと判断できる。今後については、複数の事業者による選定ができるよう、募集期間の延長やより詳細な情報を提供する等競争性を確保できるよう改善を求め、本議案に賛成する。(永田)

2. 監査請求に関する決議

【反対の意見】

第一の理由は、監査請求でなく、課題を整理し政治的判断を下す段階だからだ。千代田会館10階の改修工事で問われるのは、この階を観光協会に貸与する是非の判断。「和紙アート」の課題は選定過程の不透明さだ。上記問題に「疑義がある」なら、調査権を行使し自ら解明にあたるのが議会本来の姿。第二の理由は、決算認定先送りは来年度予算編成に影響をもたらしかねない。以上から、本決議に反対する。(木村)

【賛成の意見】

「和紙アート」は、かねてから本庁舎への導入で議論があったにも関わらず、説明もなく「かがやきプラザ」に導入した。また、「財産に関する調書」への記載も失念し、結果的に取得を隠ぺいしたと言わざるを得ない。さらに、取得金額の妥当性が検証されていないばかりか、導入までの意思決定過程も不明確。このことから予算の適正執行に疑義があり、監査を行う必要がある。以上から、本決議に賛成する。(山田)

千代田会館10階改修工事については、目的が不明確であり、改修工事の積算根拠に妥当性を欠き、予算の適切な執行という点において重大な疑義がある。また「かがやきプラザ」所管の「和紙アート」は財産に関する調書に記載漏れがあったほか、取得した金額の妥当性、執行機関の意思決定過程が不明確である。議会の権能の一つである監査請求権を行使し、調査・解明するため本決議に賛成する。(たかざわ)

